	福岡空港事務所	進入管制業務	福岡アプローチ	７時から22時まで
		ターミナル・レーダー管制業務	福岡レーダー	
熊本空港	熊本空港事務所	飛行場管制業務	熊本タワー	７時30分から21時30分まで
	福岡空港事務所	進入管制業務	福岡アプローチ	
		ターミナル・レーダー管制業務	福岡レーダー	
天草飛行場	福岡空港事務所	進入管制業務	福岡アプローチ	７時30分から21時30分まで
		ターミナル・レーダー管制業務	福岡レーダー	
（略）				

		進入管制業務	長崎アプローチ	７時から22時まで
		ターミナル・レーダー管制業務	長崎レーダー	
熊本空港	熊本空港事務所	飛行場管制業務	熊本タワー	７時30分から21時30分まで
		進入管制業務	熊本アプローチ	
		ターミナル・レーダー管制業務	熊本レーダー	
天草飛行場	熊本空港事務所	進入管制業務	熊本アプローチ	７時30分から21時30分まで
		ターミナル・レーダー管制業務	熊本レーダー	
（略）				

（航空法第九十六条の二第一項及び第二項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部改正）

第三条　航空法第九十六条の二第一項及び第二項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
別表第三		
民間訓練試験空域の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
（略）		
ＫＳ１－１－30	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ１－１－50	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ１－２－30	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ１－２－50	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ１－３－30	福岡空港事務所	８時から19時30分まで

改正前		
別表第三		
民間訓練試験空域の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
（略）		
ＫＳ１－１－30	熊本空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ１－１－50	熊本空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ１－２－30	熊本空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ１－２－50	熊本空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ１－３－30	熊本空港事務所	８時から19時30分まで